

意見検討結果一覧表

（案名：（仮称）いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画（2024～2028）の素案についての意見募集）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>【若年層への教育啓発について】</p> <p>人権教育とは、自らの権利を知り、自分たちが権利の主体として、人権実現のために行動するための知識を学ことであり、思いやりを育むことが人権教育ではない。人権実現のための知識を見つけるための教育の充実を明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p> <p>なお、学校においては、学習指導要領等に基づき、子どもたちの発達段階に応じた人権教育に取り組んでいるところであり、県では、引き続き関係部署とも連携して取組を進めてまいります。</p>	<p>B (一部反映)</p>
2	<p>【民間団体との協力・連携等について】</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に当たって、行政機関と民間団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められる。相談を拾って連携して支援してくださいというボランティア的なお願いだけを増やすだけでは、民間の支援がやせ細っていくばかりである。よって、施策の中に連携の具体を明記すべきである。</p> <p>若年女性にスポットをあてた支援ばかりでなく、若年女性以外のシングル女性や LGBTQ、障がい者、中高年女性に対しての施策も充実させるべきと考える。</p>	<p>民間の支援団体との意見交換の中で、民間団体が支援する際に行政機関との情報共有や支援の引継ぎなどの連携が重要との意見があったことから、「岩手県困難な問題を抱える女性支援等連絡協議会」の組織を拡充し、本協議会の場において、女性相談支援センターや民間団体が活動を行うにあたっての課題の共有や支援調整などに取り組むこととしており、ご意見を踏まえ修正します。</p>	<p>B (一部反映)</p>
3	<p>【全体】</p> <p>他道府県と比べ、過不足・稚拙の少ない、よくこなれた計画案に見えます。良い支援活動になるよう勝手ながら期待しています。</p>	<p>困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる、暴力のない社会の実現のため、施策の基本方向により取り組んでまいります。</p>	<p>F (その他)</p>

4	<p>【事業成果の評価について】</p> <p>毎年度の事業成果の評価は市民に公開されるべきと考えます。事務事業評価などの公開する計画があればご教示ください。支援活動が多岐にわたることから、事業の評価は事業全体ではなく個別の活動に対して行い、PDCA の制度を高めるべきと考えます。</p>	<p>「岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会」において、計画の進捗状況の確認を行うこととしており、この確認結果については公開していきます。</p> <p>なお、県では、毎年度実施している事務事業のうち、政策的な事業を対象に事務事業評価を実施しており、その実施状況についてはホームページで公表しています。</p>	<p>B (一部反映)</p>
5	<p>【指標について】</p> <p>実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて目標ないし参考指標として掲げられないでしょうか。</p> <p>支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要ですが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚えます。</p> <p>五年という相応の長さを持つ計画ですから、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評価指標に入れてはいかがでしょうか？</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援体制だけでなく、その支援そのものが重要であると考えており、ご意見については計画を実施していく際の参考にいたします。</p>	<p>D (参考)</p>
6	<p>【外国人対応について】</p> <p>外国人対応について、帰国も支援の選択肢としてあり、それをスムーズに進めると明記されたことは素晴らしいです。無闇に追い出すのではなく、合理的なご判断がなされる支援に期待します。</p>	<p>外国人、障がい者、高齢者についても適切な支援がなされるよう配慮していきます。</p>	<p>F (その他)</p>

7	<p>【支援対象者について】</p> <p>国の基本方針で「自認女性」とされる方々やその他「性的マイノリティ」と呼ばれる方々のうち男性の方について、本計画における支援対象であるか、ご教示下さい。</p>	<p>国が策定した困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針において「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」とされており、県としても国の動向を踏まえつつ検討してまいります。</p>	<p>F (その他)</p>
8	<p>【民間団体連携について】</p> <p>団体数を慌てて増やさないとする数値目標を支持します。</p> <p>多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く、情報収集に努めることを望みます。</p> <p>厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業に関わる民間団体の適格性に関する通知を遵守されることを望みます。</p>	<p>今後も引き続き、県内における被害者支援に関わる民間団体の情報収集及び連携の強化に努めていきます。</p>	<p>D (参考)</p>
9	<p>【支援事業全体について】</p> <p>例えば東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされています。このような混乱は支援対象者の為になりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い活動となることを望みます。</p>	<p>岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会において、計画の進捗状況の確認を行うこととしており、この確認結果については、公表してまいります。</p>	<p>D (参考)</p>
10	<p>【孤独・孤立で不安を抱える女性について】</p> <p>統計データの出典をお知らせ願います。</p> <p>また、他データとの整合から、出典名を記載する必要はありませんでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり出典名を記載いたします。</p>	<p>A (全部反映)</p>

11	<p>【県連絡協議会について】</p> <p>R5 年度に岩手県で改組設置した支援等連絡会議、支援等連絡協議会は、DV防止法で努力義務とされている「協議会の法定化」の協議会にあたるものと考えてよいか。また、その場合、困難女性支援法の支援調整会議は、また別に設置するのか。</p>	<p>岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会は、困難女性支援法第 15 条に基づく支援調整会議であるとともに、改正後のDV防止法第 5 条の 2 に基づく協議会ともなるものです。</p>	<p>F (その他)</p>
12	<p>【振興局実施の DV 連絡会議について】</p> <p>現在、振興局等で行っている DV の連絡会議は、どのような位置づけになるのか。</p> <p>今までの連絡会議と変更点等はあるか。</p>	<p>これまで振興局等で行っていただいている DV の連絡会議と変更点等はありません。</p>	<p>F (その他)</p>
13	<p>【振興局の実施事項について】</p> <p>DV 防止法及び困難女性支援法の関係で、来年度以降振興局等で実施する事項等を、子ども子育て支援室で示していただきたい。</p> <p>また、振興局等で今年度中に準備を進める等対応しなければならないものはあるか。</p>	<p>困難女性支援法関係について、相談対応業務など基本的には変更ないものと考えておりますが、「女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等」といった視点が規定されるなど根拠法が変わったことにご留意いただく必要があると考えています。</p> <p>DV 防止法関係について、配偶者暴力相談支援センターとして行っている業務を引き続き実施していただくことと考えております。</p>	<p>F (その他)</p>
14	<p>【婦人相談員の名称変更について】</p> <p>新法施行にともない、現在、「婦人相談員」として配置しているものを 4 月 1 日から「女性相談支援員」とし、設置要綱等の改正をしなければならないかどうか、ご教授願います。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されることに伴い、4 月 1 日から、従来の「婦人相談員」の名称が、「女性相談支援員」の名称に変更されることにご留意いただく必要があります。</p>	<p>F (その他)</p>
15	<p>【連絡協議会と支援調整会議の違いについて】</p> <p>計画素案 45P に「県では、支援調整会議を設置して関係機関と…」とあり、これは、市町村が参加する「岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会」を指すのでしょうか。</p>	<p>岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会は、困難女性支援法第 15 条に基づく支援調整会議となるものであり、ご意見のとおり修正します。</p>	<p>A (全部反映)</p>

備考 1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除す

るものとしてします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとしてします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。